

2015年9月30日

長崎県知事

中 村 法 道 殿

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護士団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会		
	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表	篠崎 正人
石木川の清流とホタルを守る市民の会		
	事務局長	田代 圭介

貴殿の平成27年7月31日付の回答及びこれまでの貴殿の方針に関連して、以下の通り、貴殿自身が出席した説明会を開催するよう要求致します。

(1) まず、貴殿は、私たちの付替県道工事の中止申し入れに対して、「現在妨害している方々についても、自ら妨害行為をやめていただきたい」と回答されました。

そもそも、私たちは、貴殿が諫早湾干拓の開門問題で示した基本的立場、すなわち、「国の態度がはじめに開門ありきであってはならない。国はよく開門反対住民の意見を聞くべきである。それをせずに開門の為の工事を行うことは許されない。」との貴殿自身の基本的立場を実行することを求めるべく、私たち、とくに地権者の意見をよく聞かないまま強行している付替県道工事の中止申入れをしたものです。

しかるに、貴殿は、上記の通り、私たちの同工事中止申入れを拒否し、今後も同工事を進めていく旨回答されています。

貴殿の石木ダム問題における上記の態度が、諫早湾干拓の開門問題における貴殿の基本的立場と真向から矛盾するものであることは明らか

です。なお、貴殿は、この点につき、上記回答書において、諫早湾干拓問題と石木ダム問題の差異について、前者について司法判断等がなされていることから、貴殿の立場は矛盾しないかの如き弁解をされております。

しかし、以下述べるとおり、貴殿の弁解は的を射ておらず、むしろ、その矛盾性をより一層強くしていると言わざるを得ません。

すなわち、諫早湾問題においては、開門工事を命ずる確定判決があり、その開門が司法によって国の義務として確立されているところ、貴殿は、その開門義務が確立されている場合であっても、開門ありきではなく説明を尽くすべきとの基本的立場を取っておられます。

これに対して、石木ダム問題においては、付替県道工事を命ずる確定判決はなく、同工事は義務ではありません。同工事を実施するか否かは貴殿の自主的判断に委ねられております。加えて、事業の公共性に対する「司法」による判断は一切なされておられません。

また、共有地権者を含めた地権者は、事業認定不服審査請求を申立てていますが、未だその判断は示されていません。事業認定処分をした国土交通省自身が当該処分に対する判断を速やかに示すことができない状況が続いていることは、国土交通省自身が石木ダム事業の必要性・公共性に大きな疑問を持っていることを指しています。

このような現状は司法による確定判決がなされた諫早湾問題と比較するならば、その判断主体及び判断の重さが全く異なることを指摘できます。

そうすると、確定した義務の履行より先に説明を尽くすべきであるとの基本的立場を取っておられる貴殿が、義務の履行ですらなく、貴殿の判断によって中止でき、且つ、事業の公共性に対する司法判断・国土交通省自身の判断すらなされていない石木ダム問題において、貴殿自身の言葉による説明をすることを拒否し、「公共性ありき」、「工事ありき」の姿勢に基づき、説明を求める私たちに対して付替県道工事を中止しない態度を取ることは、貴殿自身の基本的立場と矛盾するものであり、先の貴殿の弁解はその矛盾性をより一層強くするものと言わざるを得ま

せん。

- (2) さらに、2014年7月には、現地において、貴殿と私たちとの間で石木ダムの必要性について話し合いをいたしました。その際、貴殿は、「さらに今後も疑問点についての話し合いを継続すること」及び「貴殿も毎回というわけにはいかないが、必要な場合には出席すること」をお約束なさいました。もちろんその現地集会には、多数の報道関係者も出席しており、この集会の様子と貴殿の対応は報道されております。

しかるに、貴殿は、その発言以降、一度も私たちに対して直接ご自身の言葉で説明をなさったことはありません。

最終的に事業を行うか否かは、起業者である長崎県・佐世保市、具体的にはその長である貴殿と佐世保市長の責任において判断することです。そして、石木ダム問題について、ゼロベースで検討することが法令上、禁止されているものではありません。

私たちは、貴殿に対して、ゼロベースでの説明と検討を求めてきたにもかかわらず、貴殿は、これを殊更拒否し、事業ありきの姿勢を取り続け、付替県道工事を中止することを拒否しております。

私たちはゼロベースでの説明・検討を通じた解決を希望しておりますが、その手法を殊更拒否する貴殿が、今後、具体的な終着地点をどう考えているのかについて、私たちひいては長崎県民に対して、貴殿自身の言葉で説明する責任があります。

貴殿も、その責任を自覚し、貴殿自身の言葉で説明する必要性があると判断されたからこそ、貴殿自身は、記者会見という場所で、直接ご自身の言葉を用いて説明をなさっておられるはずですが。

そうすると、現時点で、貴殿が、石木ダム事業に対して直接且つ最大の利害関係を有する私たち(特に地権者)に対して、

- ① 貴殿が諫早湾干拓工事における基本的態度と矛盾する態度を取り続ける理由、
- ② 付替県道工事を中断しない理由、
- ③ 更に、ゼロベースの説明を拒否される理由、
- ④ これまで貴殿自身の言葉による説明を拒否しており、現在は説明会

を開催すること自体を拒否し、書面による回答に留めている理由、  
⑤ 今後の具体的な終着地点についてどのように考えているのか  
等について、貴殿自身の言葉で説明する必要性があることは明らかで  
す。

今こそまさしく、2014年7月の現地説明会で貴殿が自ら約束なさ  
った「貴殿が出席することが必要な時」です。

(3) そこで、私たちは、

本年10月5日（月）16時10分、長崎県庁  
に伺います。

その場で、貴殿が出席した私たちの疑問を解消するための説明会を実  
施する意向があるか否かについて回答下さるようお願い致します。

私たちはこれまで何度も貴殿自身の言葉による直接の説明を要求し  
てきました。しかし、これまで貴殿自身による説明は、先に挙げた一度  
しかなされておりません。

今回の申し入れに対して、貴殿が説明会に出席して、貴殿自身の言葉  
による説明をすることを拒否されるのであれば、私たちとしては、貴殿  
の2014年7月の説明会における貴殿の「今後も疑問点についての話  
合いを継続すること」及び「貴殿も毎回というわけにはいかないが、必  
要な場合には出席すること」の発言は報道向けのパフォーマンスに過ぎ  
ず、もとより貴殿は二度と説明会に出席する意思はなかったものと判断  
せざるを得ません。

以上指摘した点を熟慮された上、貴殿自身の説明会を開催する意向が  
あるか否かを、本年10月5日16時10分頃に回答下さるようお願い  
致します。

以 上